

ID: 135

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	村田町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則 第10条		
例規番号	平成16年規則第17号		
【基準】 第10条の規定による。 (受給者証の再交付) 第10条 受給者は、受給者証を破損し又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、心身障害者医療費受給者証再交付申請書(様式第8号)により町長に申請するものとする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日